

資料1

第1回協議会資料
平成30年3月27日

東京大学西千葉キャンパス跡地利用協議会 設置要綱(案)

(名称)

第1章 本会は、「東京大学西千葉キャンパス跡地利用協議会」(以下、協議会)と称する。

(目的)

第2章 協議会は、「東京大学生産技術研究所附属千葉実験所の跡地利用に係るまちビジョン」の実現のため、東京大学西千葉キャンパス跡地(以下、東大キャンパス跡地)の利用に関し、必要な事項を協議し、跡地利用計画を策定することを目的とする。

(協議事項)

第3章 協議会は、東大キャンパス跡地利用に係る以下の事項について協議を行う。

- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 都市基盤に関する事項
- (3) まちづくりのルールに関する事項
- (4) 事業スケジュールに関する事項
- (5) その他、跡地利用に関して議論が必要な事項

(設置期間)

第4章 協議会の設置期間は、跡地利用計画の策定の日までとする。ただし、必要に応じて、協議会委員の合意を経て延長を可能とする。

(構成)

第5章 協議会の委員は、学識経験者、東京大学、千葉大学、千葉市、地域住民代表で構成し、別表1に掲げるとおりとする。

(委員の任期)

第6章 協議会委員の任期は跡地利用策定の日までとする。

- 2 協議会委員が人事異動等により、任期の途中で委員を務められなくなった場合には、その委員の所属する組織体より後任を選定し、その旨協議会に届けることにより、変更できるものとする。

(委員長)

第7章 協議会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第8章 協議会は委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員長が必要と認められた時は、協議会委員以外の者の出席を求め、その説明または意見等を聴くことができる。

(協議会の公開)

第9章 協議会委員から要請があった場合で、協議会の適切な運営が可能と認められる時は、協議会委員の合意を経て、協議会を公開することができる。

2 この場合、協議会の傍聴に係る手続きや、その他傍聴に関する必要事項については、別途定める。

(事務局)

第10章 事務局は、東京大学とする。

(その他)

第11章 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成30年●月●日から施行する。

協議会委員

委員	所属および役職等
北原 理雄	千葉大学 名誉教授
出口 敦	東京大学 総長特任補佐 キャンパス計画室長 教授
平野 浩之	東京大学 副理事 財務部長
森 政之	東京大学 施設部長
上野 武	千葉大学 工学研究院 教授
坂場 知行	千葉大学 副理事 財務部長
松下 博行	千葉大学 施設環境部長
藤代 真史	千葉市 総合政策部長
松本 真吾	千葉市 都市部長
橘 高俊	千葉市 稲毛区長
眞智 洋二	第15地区(轟町中学校区)町内自治会連絡協議会 会長
妹尾 洋治	轟町一丁目自治会 会長
石田 甫	千葉市松波町会 会長